

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年4月24日から20年9月7日までの期間について、A社（現在は、B社）C事業所の事業主は、申立人が19年4月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月7日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年10月1日から21年5月17日まで  
私は、A社C事業所に昭和18年10月に入社し、D部署でE職等をしていましたが、徴集により、同社C事業所に在籍したまま兵役に服した。  
終戦後は、昭和21年5月17日にA社C事業所に復職し、F部署でG職をして同年9月25日まで勤務した。  
厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落しているもので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年4月24日から20年9月7日までの期間について、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票（以下「払出票」という。）によると、申立人と同姓同名、同一生年月日の被保険者が19年4月24日に記号番号Hとして資格取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間後のI社において被保険者資格を取得した際に払い出された被保険者番号を厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿で確認したところ、その備考欄には、上記の記号番号H及び資格取得日が記載されていることから、申立人は、昭和19年4月24日にA社C事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認められる。

一方、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無いため、申立人の資格喪失日を確認することができないが、上記の払出票に記載されている複数の被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「被保険者名簿等の焼失により照会調査不能」と記載されているところ、厚生労働省資料（戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について）によると、「昭和\*年\*月\*日、J県庁の火事により保険課が一部焼失、被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となった。大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないことが多く全ては修復できなかった。」と記録されていることから、A社C事業所に係る当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当該火災により焼失したと考えることが妥当であり、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、保険者により記録の完全な修復が行われたものとは言い難い。

また、申立人は、「A社C事業所に勤務していた時期に徴集令状を受け取り、K県にあったL連隊に配属されM県の連隊で除隊した。」と供述しており、N県恩給主管課は、「申立人の軍歴は、確認できない。」と回答しているものの、兵役についての説明は具体的で史実とも一致している。

さらに、N県恩給主管課から提出された資料によると、M県の連隊については昭和20年9月7日に復員と記載されているのが確認でき、これらことから、申立人は、同日まで、A社C事業所に在籍したまま兵役についていたことが認められる。

加えて、A社C事業所に係る上記被保険者名簿から、兵役期間中においても被保険者期間が継続している者が複数名確認できる上、当時の厚生年金保険法第59条の2によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が兵役期間中に被保険者資格を喪失したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月7日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年10月1日から19年4月24日までの期間については、当時、A社C事業所において被保険者となっている複数の者に照会したものの、申立人の当該期間における勤務を確認することがで

きない。

また、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 7 日から 21 年 5 月 17 日までの期間については、上述のとおり、申立人の復員後の期間である。

さらに、申立人は、A 社 C 事業所に復職した時期は、申立人が同社 C 事業所において再度資格取得した昭和 21 年 5 月 17 日あたりであり、復職前の期間においては、給与は支給されていなかった旨述べている。

このほか、申立期間のうち、昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 4 月 24 日までの期間及び 20 年 9 月 7 日から 21 年 5 月 17 日までの期間について、申立人の当該期間に係る保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年8月30日まで  
厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、平成7年12月から8年5月までは11万円、同年6月及び同年7月は9万8,000円となっている。申立期間における私の給料は24万円であり、標準報酬月額が引き下げられていることは今回初めて知った。遡って標準報酬月額を下げる話は聞いたことも無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年8月30日）より後の同年9月4日付けで、7年12月から8年5月までは11万円に、同年6月及び同年7月は9万8,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が当時、A社の監査役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、監査役であったが、会社で勤務することはほとんどなかった。また、経営に関与することも無く、私から申立人に社会保険に関することを話すことは無かった。」と述べている上、複数の同僚は、「申立人は、当該訂正処理について知り得る立場にいなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年11月1日までの期間及び45年2月1日から同年6月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、43年11月から44年7月までは2万8,000円、同年8月から同年10月までは3万円、45年2月から同年5月までは3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から45年6月26日まで  
A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、所持している給料計算表の支払額より低額となっているので調べてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年11月1日までの期間及び45年2月1日から同年6月26日までの期間について、当該期間の標準報酬月額の記録については、申立人が所持するA社の給料計算表により確認できる厚生年金保険料控除額から、43年11月から44年7月までは2万8,000円、同年8月から同年10月までは3万円、45年2

月から同年5月までは3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も死亡しており、これを確認する関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについてはこれを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年2月1日までの期間については、上記給料計算表により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より低額であることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月25日から同年7月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に同社D事業所から同社C事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和21年6月25日に、同社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和21年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月29日から同年12月21日まで  
私は、昭和40年3月から平成23年2月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、昭和42年12月21日付けで同社C事業所から同社D事業所に転勤したが、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された就労期間証明書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年12月21日に、同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年10月から3年9月までは44万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から6年7月までは44万円、同年8月から7年12月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から8年1月31日まで

夫が勤務していたA社は、平成2年頃から経営状態が悪くなり、給料の遅配はあったが、給与額が減額されたことは無かった。申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と比較して著しく低額になっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までは44万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から6年7月までは44万円、同年8月から7年12月までは50万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月31日）より後の8年2月27日付けで遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社の申立期間における厚生年金保険被保険者3名についても、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険料の滞納状況については、事業主照会の回答が得られないものの、申立期間当時の取締役は、「A社は、社

会保険料を滞納していたので、私が社会保険事務所の職員と話し合っ、  
遡及訂正して穴埋めすることに決めた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を  
行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、  
有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報  
酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た、平成2年10月から  
3年9月までは44万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10  
月から6年7月までは44万円、同年8月から7年12月までは50万円に  
訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は29万2,000円、同年11月25日は29万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成15年11月25日

私は、平成5年9月からA社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には申立期間の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の平成15年7月及び同年11月の賞与から厚生年金保険料を控除していたとの供述及び事業主から提出された申立人に係る平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は29万2,000円、同年11月25日は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社

会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとして  
いることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 10 日及び  
同年 11 月 25 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は、申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行  
していないと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 7719

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 8 月 30 日まで  
厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が 26 万円となっているが、申立期間における私の給料は 56 万円であり、標準報酬月額が引き下げられていることは今回初めて知った。社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を下げるための届出をしたことは無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 8 月 30 日）より後の同年 9 月 4 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 26 万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「わずかな費用捻出のために、遡って厚生年金保険料を減額訂正することは考えられない。」と主張しているものの、申立期間当時の経理事務担当者は、「私を含めほとんどの社員が平成 8 年 8 月中に退職したので、標準報酬月額の減額訂正については分からないが、申立人が会社の残務整理をしていたと思う。また、申立人が代表者印を保管していた。」と供述している上、申立人は、「代表者印は私が保管していた。」と供述していることを踏まえると、申立人が事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人

が、自らの標準報酬月額の特減処理に關与しながらその処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 29 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、A社において、昭和 47 年 5 月 29 日から平成 18 年 4 月 1 日まで勤務した期間のうち、昭和 47 年 8 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日まで共済年金の加入記録があるが、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社の後継事業所であるB社から提出された臨時職員採用伺には、「臨時職員」、「C部署勤務を命じる」と記載されており、その発令日は昭和 47 年 5 月 29 日であることから、申立人の申立期間における勤務が推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号番号索引簿によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社から提出された資料のうち、共済組合員原票において、申立人が昭和 47 年 8 月 1 日に共済年金の資格取得したことは確認できるが、提出されたほかの資料においても、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた旨の記述は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の所持をしておらず、B社も申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 7721

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 4 年 3 月 26 日まで  
私は、昭和 63 年 5 月 1 日に A 区の B 社に入社し、入社当初は C 職として勤務し、その後、D 職に従事した。社員は全員が厚生年金保険に加入しており、毎月の給与から厚生年金保険料を控除していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立期間において、申立人が B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が、当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚には、B 社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、B 社の関連会社である E 社の申立期間当時の代表取締役は、「B 社及び E 社は、共に A 区で F 業を営んでいた。店ごとに会社名を変えただけで、実態は一つの会社であり、2 社とも社会保険の適用事業所ではなく、保険料を控除した事実も無い。」と供述している。

さらに、事業所名簿から、申立期間において当該 2 社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで  
私は、平成 10 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、B 職をしていた。入社から退職した 18 年 8 月末までの給与は、20 万円であった。資料は何も無いが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てている。

しかし、A 社は、平成 11 年 4 月から 16 年 3 月までについて、「1 年分の給与を一時金と月額給与に分割して支払っていた。申立てどおりの厚生年金保険料の控除を行っていない。」と回答しているところ、同社が保管する平成 13 年度管理員給与一覧に 12 年度及び 13 年度の月額給与が 12 万 5,000 円、年間一時金が 82 万 3,000 円と記載されていることが確認できる。

また、C 健康保険組合から提出された申立人に係る「異動及び賞与支払履歴照会画面」に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人が記憶する同僚は、当初、賞与（上記の年間一時金）で年間の給与を調整していたが、途中から賞与を支給せず給与額を増額した旨の回答をしている。

加えて、上記の同僚を含む申立期間に被保険者記録がある申立人と生年月日が近い複数の同僚は、「申立期間の給与明細書等を所持しておらず当時の状況を確認することができないが、当時の給与額と標準報酬月

額に相違は無いと思う。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。